

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

- 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業
団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）……………（本 則 関 係） 1
- 国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）……………（附則第八条関係） 63
- 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律
（平成二十八年法律第百十四号）……………（附則第九条関係） 65

○ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）（本則関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 (定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この条から附則第三十条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金又は遺族年金、通算退職年金、障害年金又は遺族年金をいう。</p> <p>四 特例年金給付 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第号。以下「平成三十年改正法」という。）による改正前の附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付をいう。</p> <p>五 特例老齢農林年金 平成三十年改正法による改正前の附則第四十四条第一項又は第六項に規定する特例老齢農林年金をいう。</p>	<p>附則 (定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この条から附則第四十六条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(厚生年金保険の標準報酬等に関する経過措置)

第八条 旧農林共済組合員期間（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定により当該旧農林共済組合員期間とみなされた期間（第三項及び附則第十六条第九項において「沖繩農林共済通算期間」という。）を除く。次項において同じ。）の各月の旧農林共済法による標準給与の月額、それぞれ当該各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、昭和六十一年四月一日前の旧農林共済組合員期間（昭和三十四年一月一日前の期間を除く。）における各月の旧農林共済法による標準給与の月額（その月が附則別表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準給与の月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額）を平均した額（その額が四十七万円を超えるときは、四十七万円）を、昭和六十一年四月一日前の旧農林共済組合員期間における各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。

3 (略)

(障害厚生年金の支給要件の特例)

第十一条 (略)

2 施行日前に旧農林共済法又は旧制度農林共済法による年金である給付のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたこ

(厚生年金保険の標準報酬等に関する経過措置)

第八条 旧農林共済組合員期間（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定により当該旧農林共済組合員期間とみなされた期間（第三項、附則第十六条第九項及び第三十条第一項において「沖繩農林共済通算期間」という。）を除く。次項において同じ。）の各月の旧農林共済法による標準給与の月額、それぞれ当該各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、昭和六十一年四月一日前の旧農林共済組合員期間（昭和三十四年一月一日前の期間を除く。）における各月の旧農林共済法による標準給与の月額（その月が附則別表第一の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準給与の月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額）を平均した額（その額が四十七万円を超えるときは、四十七万円）を、昭和六十一年四月一日前の旧農林共済組合員期間における各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。

3 (略)

(障害厚生年金の支給要件の特例)

第十一条 (略)

2 施行日前に旧農林共済法又は旧制度農林共済法による年金である給付のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたこ

とがある者（施行日において当該給付の受給権を有する者及び当該給付の支給事由となった傷病について農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百一号。附則第十六条第五項において「平成六年農林共済改正法」という。）附則第七条第一項又は第二項の規定により支給される障害共済年金の受給権を有する者を除く。）が、当該給付の支給事由となった傷病により、施行日において厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級（以下この項において単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったときは、その者は、施行日（施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあつては、障害等級に該当する程度の障害の状態に至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

3 (略)

(移行年金給付)

第十六条 (略)

2 5 9 (略)

10 前項の平均標準給与月額を算定する場合には、昭和六十年四月一日前の旧農林共済組合員期間における各月の標準給与の月額（その月が附則別表の上欄に掲げる期間に属するときは、

とがある者（施行日において当該給付の受給権を有する者及び当該給付の支給事由となった傷病について農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百一号。附則第十六条第四項において「平成六年農林共済改正法」という。）附則第七条第一項又は第二項の規定により支給される障害共済年金の受給権を有する者を除く。）が、当該給付の支給事由となった傷病により、施行日において厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級（以下この項において単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったときは、その者は、施行日（施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあつては、障害等級に該当する程度の障害の状態に至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

3 (略)

(移行年金給付)

第十六条 (略)

2 5 9 (略)

10 前項の平均標準給与月額を算定する場合には、昭和六十年四月一日前の旧農林共済組合員期間における各月の標準給与の月額（その月が附則別表第一の上欄に掲げる期間に属するときは

その月の標準給与の月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額)を平均した額(その額が四十七万円を超えるときは、四十七万円)を、同日前の旧農林共済組合員期間における各月の標準給与の月額とみなす。

11
22 (略)

(障害基礎年金の支給要件の特例)

第十八条 国民年金法第三十条の二第一項の規定による障害基礎年金と同一の支給事由に基づく移行農林共済年金のうち附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法(以下この条及び附則第三十条第七項において単に「廃止前農林共済法」という。)第三十九条又は第四十条の規定による障害共済年金について廃止前農林共済法第四十四条の規定によりその額が改定されたときは、そのときに国民年金法第三十条の二第一項の請求があつたものとみなす。

(存続組合の業務等)

第二十五条 (略)

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前農林共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

は、その月の標準給与の月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額)を平均した額(その額が四十七万円を超えるときは、四十七万円)を、昭和六十一年四月一日前の旧農林共済組合員期間における各月の標準給与の月額とみなす。

11
22 (略)

(障害基礎年金の支給要件の特例)

第十八条 国民年金法第三十条の二第一項の規定による障害基礎年金と同一の支給事由に基づく移行農林共済年金のうち附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法(附則第二十五条第一項及び第二項、第二十九条第三項及び第四項、第三十二条第一項及び第二項並びに第六十二条から第六十四条までを除き、以下単に「廃止前農林共済法」という。)第三十九条又は第四十条の規定による障害共済年金について廃止前農林共済法第四十四条の規定によりその額が改定されたときは、そのときに国民年金法第三十条の二第一項の請求があつたものとみなす。

(存続組合の業務等)

第二十五条 (略)

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前農林共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十三 条第一項	(略)	組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金若しくは特別掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収、第五十八条の規定による処分、組合員期間の確認又は組合員に係る国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査	(略)
第六十六 条第一項	(略)	組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金若しくは特別掛金その他この法律	平成十三年統合法附則第二十五条第三項第一号若しくは第二号に掲げる給付に関する決定、特例業務負担金

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十三 条第一項	(略)	組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金若しくは特別掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収、第五十八条の規定による処分、組合員期間の確認又は組合員に係る国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査	(略)
第六十六 条第一項	(略)	組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金若しくは特別掛金その他この法律	平成十三年統合法附則第二十五条第三項第一号から第三号までに掲げる給付に関する決定、特例業務負担金

(略)	(略)	(略)
	の規定による徴収金の徴収、第五十八条の規定による処分、組合員期間の確認又は組合員に係る国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査	その他平成十三年統合法の規定による徴収金の徴収又は平成十三年統合法附則第五十七条第四項の規定により読み替えて準用する厚生年金保険法第八十六条に規定する処分

3 第一項の規定によりなお存続するものとされる旧農林共済組合（以下「存続組合」という。）の業務は、次に掲げるものとする。

- 一 附則第三十条第一項に規定する特例一時金を支給すること。
 - 二 (略)
 - 三 前二号に掲げるもののほか、存続組合に帰属した権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。
 - 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。
- (削る。)

(略)	(略)	(略)
	の規定による徴収金の徴収、第五十八条の規定による処分、組合員期間の確認又は組合員に係る国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査	その他平成十三年統合法の規定による徴収金の徴収又は平成十三年統合法附則第五十七条第四項の規定により読み替えて準用する厚生年金保険法第八十六条に規定する処分

3 第一項の規定によりなお存続するものとされる旧農林共済組合（以下「存続組合」という。）の業務は、次に掲げるものとする。

- 一 次項に規定する特例年金給付を支給すること。
 - 二 附則第四十七条第一項各号に規定する特例一時金を支給すること。
 - 三 (略)
 - 四 前三号に掲げるもののほか、存続組合に帰属した権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。
 - 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 4 特例年金給付は、附則第三十一条から第四十六条までにおいて規定する次に掲げる給付とする。

4|

(略)

(削る。)

6|

(略)

- 一| 特例退職共済年金
 - 二| 特例障害共済年金
 - 三| 特例遺族共済年金
 - 四| 特例退職年金
 - 五| 特例減額退職年金
 - 六| 特例通算退職年金
 - 七| 特例障害年金
 - 八| 特例遺族年金
 - 九| 特例通算遺族年金
 - 十| 特例老齡農林年金
 - 十一| 特例障害農林年金
 - 十二| 特例遺族農林年金
- 5| 廃止前農林共済法第十三条、第十九条の二、第二十二條から第二十三條の五まで、第二十六條から第三十五條まで及び第七十七條の二から第七十八條まで並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条の規定は、前項に規定する特例年金給付（以下単に「特例年金給付」という。）について準用する。この場合において、廃止前農林共済法第十三條ただし書及び第三十三條第三項中「退職共済年金」とあるのは、「特例退職共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金及び特例老齡農林年金」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

5| 存続組合は、第三項各号に掲げる業務が全て終了したときにおいて解散する。

6| (略)

(特例一時金の支給)

第三十条 特例一時金は、次に掲げる者に支給する。

一 平成三十年改正法の施行の日（以下この条において「平成三十年改正法施行日」という。）の前日において特例年金給付を受ける権利を有している者

二 平成三十年改正法施行日の前日において一年以上の旧農林共済組合員期間を有している者（前号に掲げる者を除く。）

2| 特例一時金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる者 平成三十年改正法施行日の前日においてその者が受ける権利を有している同日の属する月の翌月以後の各月の分の特例年金給付の額の現価に相当する額の合算額

二 前項第二号に掲げる者 平成三十年改正法施行日の前日においてその者が特例老齢農林年金の支給要件に該当しているとしたならばその者に支給されることとなる同日の属する月の翌月（同日においてその者が支給開始年齢（平成三十年改正法による改正前の附則第四十四条第一項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢をいう。以下この号において同じ。）に達していない場合にあつては、その者が支給開始年齢

7| 存続組合は、第三項各号に掲げる業務がすべて終了したときにおいて解散する。

8| (略)

(特例年金給付に係る平均給与月額)

第三十条 特例年金給付に係る平均給与月額は、次の各号に掲げる額の合算額をその者の旧農林共済組合員期間（昭和三十四年一月一日前の期間及び沖繩農林共済通算期間を除く。以下この項において同じ。）の月数で除して得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

一 昭和六十年十月以後の旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済法による標準給与の月額に、附則別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額の合算額

二 昭和六十年九月以前の旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済法による標準給与の月額に、附則別表第三の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額の合算額

2| 附則第十六条第十項の規定は、前項の平均給与月額を算定する場合について準用する。

- に達する日の属する月の翌月）以後の各月の分の特例老齢農林年金の額の現価に相当する額の合算額
- 3 | 前項各号の現価に相当する額は、同項第一号の各月の分の特例年金給付の額又は同項第二号の各月の分の特例老齢農林年金の額に同項第一号の各月又は同項第二号の各月の予定生存率を乗じて得た額を、複利現価法によつて平成三十年改正法施行日の前日の属する月の翌月から同項第一号の各月の分の特例年金給付又は同項第二号の各月の分の特例老齢農林年金が支給されることとなる月までの期間に依つて割り引いた額とする。
- 4 | 前項の予定生存率は厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料を勘案して、同項の複利現価法において用いる利率は厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し及び国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通しの作成に用いられる市場金利の動向その他の事情を勘案して、それぞれ農林水産省令で定める。
- 5 | 前三項に規定するもののほか、特例年金給付について支給の停止が行われている場合における特例一時金の額の算定方法その他の特例一時金の額の算定に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。
- 6 | 特例一時金を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、存続組合が決定する。ただし、平成三十年改正法施行日の前日において特例年金給付を受ける権利に係る決定を受けている者（特例年金給付を受ける権利に係る決定の請求をしている者で

あつて、同日において当該決定を受けていないものを含む。）に係る特例一時金を受ける権利（当該特例年金給付に係るものに限る。）については、その権利を有する者の請求を要しない。

7 廃止前農林共済法第十三条、第二十二條第一項、第二十八條、第二十九條、第三十條第一項及び第二項、第三十一條、第三十二條第一項、第三十三條第一項及び第三項、第三十四條、第三十五條、第七十七條の二並びに第七十八條の規定は、特例一時金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前農林共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十三条 ただし書	退職共済年金	特例一時金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号。第三十二條第一項において「平成三十年改正法」という。）による改正前の厚生年金保険制度及び農林
--------------	--------	--

漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下この条及び第二十八条第二項において「平成三十年改正前平成十三年統合法」という。）附則第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項若しくは第二項に規定する特例退職共済年金、平成三十年改正前平成十三年統合法附則第三十八条第一項に規定する特例退職年金、平成三十年改正前平成十三年統合法附則第三十九条第一項若しくは第五項に規定する特例減額退職年金、平成三十年改正前平成十三年統合法附則第四十条第一項に規定する特例通算退職年金又は平成三十年改正前平

	第二十二 条第一項	第二十八 条第一項	第二十八 条第二項
	五十円 百円	退職共済年金又は障 害共済年金若しくは 障害一時金	遺族共済年金
成十三年統合法附則第四十 四条第一項若しくは第六項 に規定する特例老齢農林年 金に係るものに限る。第三 十三条第三項において同じ 。	五十銭 一円	特例一時金（次項に規定す るものを除く。）	特例一時金（平成三十年改 正前平成十三年統合法附則 第三十七条第一項若しくは 第四項に規定する特例遺族 共済年金、平成三十年改正 前平成十三年統合法附則第 四十二条第一項に規定する 特例遺族年金、平成三十年

<p>第三十三 条第三項</p>	<p>第三十二 条第一項</p>	<p>第三十 条第一項</p>	<p>第二十九 条</p>	
<p>退職共済年金</p>	<p>その給付事由が生じた日</p>	<p>遺族共済年金及び第二十八条第一項の規定により支給するその他の給付</p>	<p>遺族共済年金の支給に関する規定又は前条第一項</p>	
<p>特例一時金</p>	<p>平成三十年改正法の施行の日</p>	<p>特例一時金</p>	<p>前条第一項又は第二項</p>	<p>改正前平成十三年統合法附則第四十三条第一項に規定する特例通算遺族年金又は平成三十年改正前平成十三年統合法附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金に係るものに限る。</p>

第七十七 条の二	この法律	厚生年金保険制度及び農林 漁業団体職員共済組合制度 の統合を図るための農林漁 業団体職員共済組合法等を 廃止する等の法律
-------------	------	--

8 特例一時金に関し、国民年金法第二十条その他これに相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものを適用する場合において必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第三十一条 前条に規定するもののほか、特例一時金に関し必要な事項は、政令で定める。

(特例退職共済年金の支給)

第三十一条 施行日の前日において退職共済年金を受ける権利を有していた者については、当該退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる旧農林共済組合員期間を基礎として特例退職共済年金を支給する。

2 特例退職共済年金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 旧農林共済組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額
の千分の一・四二五（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別
表第二の第一欄に掲げる者については、同欄に掲げる者の区分
に応じ、同表の第三欄に掲げる割合（特例退職年金若しくは特
例減額退職年金又は昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定

による改正前の厚生年金保険法による老齢年金その他の政令で定める年金の受給権者であつて昭和二年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれたもの（次号及び附則第四十四条第三項において「特定受給権者」という。）にあつては、千分の〇・四七五）に相当する額に旧農林共済組合員期間（当該退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐるものに限る。）の月数を乗じて得た額

二 旧農林共済組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額
の千分の〇・七二三（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別
表第二の第一欄に掲げる者については、同欄に掲げる者の区分
に依り、同表の第四欄に掲げる割合（特定受給権者にあつては
、千分の〇・二三八）に相当する額に旧農林共済組合員期間
（当該退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐるものに限る
）の月数（一年以上の旧農林共済組合員期間を有しない場合
は、零）を乗じて得た額

3 附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得
した者その他これに準ずる者として政令で定めるもの（以下「移
行厚生年金被保険者」という。）である特例退職共済年金の受給
権者（施行日の前日において旧農林共済組合員期間が二十年未満
である者に限る。）が、当該厚生年金保険の被保険者の資格を喪
失したときに旧農林共済組合員期間及び継続厚生年金期間を合算
した期間が二十年以上である場合は、当該特例退職共済年金の額
を前項第一号の規定の例により算定した額に改定する。

前二項の規定により算定した特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職共済年金の額（移行厚生年金被保険者については施行日の前日において退職したものとみなして旧農林共済法第三十七条第三項の規定により改定した額とし、旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは当該加給年金額を控除した額とする。）に、改定率（次条の規定により設定した率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（施行日以後国民年金法による老齢基礎年金（以下単に「老齢基礎年金」という。）の支給を受けることとなったときは、老齢基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額）

二 施行日以後における退職共済年金の額（移行厚生年金被保険者については施行日における旧農林共済組合員期間を基礎として廃止前農林共済法の規定並びに附則第十六条第四項、第五項、第九項及び第十項の規定により算定した額とし、廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、附則第十六条第十三項の規定により準用する厚生年金保険法第四十四条の三の規定の適用があるときは同条の規定の適用がないものとして算

定した額とし、当該退職共済年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により同法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。

5| 旧農林共済法附則第十三条の規定による退職共済年金を受けていた者に支給する特例退職共済年金の額は、第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額から、その額の百分の四に相当する額に繰上げ年数（廃止前農林共済法附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢と当該退職共済年金の支給を開始した月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数をいう。附則第三十二条第三項において同じ。）を乗じて得た額を控除した額とする。

6| 第四項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十一条の二 平成二十五年度における改定率は、〇・九七一に平成二十三年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）を平成十五年の物価指数で除して得た率を乗じて得た率に〇・九九二を乗じ

（削る。）

て得た率に、平成二十五年度において厚生年金保険法第四十三条の二第二項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第三項又は第四十三条の四第一項若しくは第四項及び第四十三条の五第一項若しくは第四項の規定により同法第四十三条第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。

2| 平成二十六年から平成二十九年までの年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三条の二第二項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第四項及び第四十三条の五第一項若しくは第四項の規定により同法第四十三条第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。

3| 平成三十年以後の年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三条の二第二項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第三項又は第四十三条の四第一項、第四項若しくは第五項及び第四十三条の五第一項、第四項若しくは第五項の規定により同法第四十三条第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。

第三十二条 附則第十五条第二号に掲げる者が同条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（第五項第二号を除き、この条において単に「廃止前農林共済法」という。）附則第七条の規定により退職共済年金の受給権を取得したときは、特例退職共済年金を支給する。同条の規定による退職共済年金の受給権を有していない者が廃止前農林共済法第三十六条の規定により退職共済年金の受給権を取得したときも、同様とする。

2 旧農林共済組合員期間が二十年以上である者のうち廃止前農林共済法附則別表第二の上欄に掲げるものであつて、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者が、施行日以後において次の各号のいずれかに該当したときは、特例退職共済年金を支給する。

一 廃止前農林共済法附則第七条及び第十二条第二項の規定により廃止前農林共済法による退職共済年金の受給権を取得したとき。

二 廃止前農林共済法附則第十三条第二項の規定により退職共済年金の受給権を取得したとき。

3 前項第二号の規定による特例退職共済年金の額は、附則第三十条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額から、その額の百分の四に相当する額に繰上げ年数を乗じて得た額を控除した額とする。

4 特例通算退職年金の受給権者（附則第十五条第二号に掲げる者

に限る。)が第一項の規定により特例退職共済年金の支給を受けることとなつたときは、当該特例通算退職年金は、支給しない。

5 前項の規定による特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

一 昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算退職年金の額に、改定率を乗じて得た額(施行日以後老齢基礎年金の支給を受けることとなつたときは、老齢基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額)

二 施行日以後における退職共済年金の額(廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、附則第十六条第十三項の規定により準用する厚生年金保険法第四十四条の三の規定の適用があるときは同条の規定の適用がないものとして算定した額とし、当該退職共済年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により同法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないも

のとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

（特例退職共済年金の支給の停止）

第三十三条 廃止前農林共済法附則第十二条の四第一項の規定は、特例退職共済年金（六十五歳に達するまでの間に支給されるものに限る。）について準用する。

第三十四条 特例退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者であるときは、被保険者である間、その支給を停止する。ただし、その者が施行日の前日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であつて政令で定める要件に該当するものであるときは、この限りでない。

2 移行厚生年金被保険者である特例退職共済年金（附則第三十一条第一項に規定する特例退職共済年金に限る。）の受給権者であつて政令で定めるものについては、前項本文の規定にかかわらず、当該特例退職共済年金のうち政令で定める部分に限り、その支給の停止は行わない。

（失権）

第三十五条 特例退職共済年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

（特例障害共済年金の支給）

第三十六条 施行日の前日において障害共済年金を受ける権利を有していた者については、当該障害共済年金の額の算定の基礎となっている旧農林共済組合員期間を基礎として特例障害共済年金を支給する。

2 特例障害共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 旧農林共済法第四十二条第一項の規定により障害共済年金の額が算定されていた者に支給する特例障害共済年金 平均給与額の千分の一・四二五に相当する額に当該障害共済年金の額の算定の基礎となつている旧農林共済組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額（廃止前農林共済法第三十九条第二項に規定する障害等級（附則第四十五条第二項を除き、以下単に「障害等級」という。）の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

二 旧農林共済法第四十二条第二項の規定により障害共済年金の額が算定されていた者に支給する特例障害共済年金（第六項において「職務等による特例障害共済年金」という。） 平均給与月額に十二を乗じて得た額の百分の十九（障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の二十八・五）に相当する額（当該障害共済年金の額の算定の基礎となつている旧農林共済組合員期間の月数が三百を超えるときは、その額に、その超える月数一月につき平均給与月額の一・四二五に相当

する額（障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）を加算した額）

3 | 廃止前農林共済法第四十五条第二項の規定は、旧農林共済法第四十五条第二項又は第四項の規定により額が算定されていた障害共済年金を受ける権利を有していた者に支給する特例障害共済年金の額について準用する。この場合において、廃止前農林共済法第四十五条第二項ただし書中「その者の職務等傷病による障害の程度が同条第四項各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ同項各号に定める額」とあるのは「政令で定める額」と、「同項各号に定める額を」とあるのは「当該政令で定める額を」と、「同項第一号中「第四十二条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。次号において「平成十三年統合法」という。）附則第三十六条第二項第二号」と、同項第二号中「第四十二条第一項、第三項及び第五項」とあるのは「平成十三年統合法附則第三十六条第二項第一号」と、「これらの規定」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

4 | 特例障害共済年金の額は、当該特例障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害共済年金の額が、廃止前農林共済法第四十四条第一項及び第四十五条の二の規定により改定されたときは、その改定された後の障害の程度に応じて、その特例障害共済年金の額を改定する。

5| 前三項の規定により算定した特例障害共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例障害共済年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害共済年金の額（旧農林共済法第四十三条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額）に、改定率を乗じて得た額

二 施行日以後における障害共済年金の額（廃止前農林共済法第四十三条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、当該障害共済年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

6| 職務等による特例障害共済年金は、その給付事由に係る傷病について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償が行われることとなったときは六年間、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償年金若しくは傷病補償年金又は障害年金若しくは傷病年

金が支給されることとなったときはこれらの保険給付が行われる間、当該職務等による特例障害共済年金の額のうち、その算定の基礎となっている平均給与月額に十二を乗じて得た額の百分の十九（その受給権者の当該傷病による障害の程度が障害等級の一級に該当する場合にあっては、百分の二十八・五）に相当する額（第三項の規定によりその額が算定される特例障害共済年金のうち政令で定める場合に該当して支給されるものにあつては、政令で定める額）の支給を停止する。

7 廃止前農林共済法第四十五条の三第三項本文及び第四十五条の五の規定は、特例障害共済年金について準用する。

（特例遺族共済年金の支給）

第三十七条 施行日の前日において遺族共済年金を受ける権利を有していた者については、当該遺族共済年金の額の算定の基礎となつてゐる旧農林共済組合員期間を基礎として特例遺族共済年金を支給する。

2 特例遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 旧農林共済法第四十七条第一項第一号の規定により遺族共済年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族共済年金 平均給与月額の千分の一・四二五に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額の四分の三に相当する額

二 旧農林共済法第四十七条第一項第二号の規定により遺族共済年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族共済年金 旧農林共済組合の組合員であった次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 旧農林共済組合員期間が二十年以上である者 平均給与月の額の千分の一・四二五（当該遺族共済年金に係る組合員であった者が廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第二の第一欄に掲げる者であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる割合）に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数を乗じて得た額の四分の三に相当する額

ロ 旧農林共済組合員期間が二十年未満である者 平均給与月の額の千分の〇・七一一（当該遺族共済年金に係る組合員であった者が廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第二の第一欄に掲げる者であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第四欄に掲げる割合）に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数を乗じて得た額の四分の三に相当する額

三 旧農林共済法第四十七条第二項の規定により遺族共済年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族共済年金（第五項において「職務等による特例遺族共済年金」という。） 平均給与月の額の千分の三・二〇六（当該遺族共済年金が旧農林共済法第四十六条第一項第四号に該当することにより支給されていたものであるときは、旧農林共済組合の組合員であった者が、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第二の第一欄に掲げる

者であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる割合の四分の一に相当する割合に同表の第三欄に掲げる割合を加えた割合。第五項において同じ。）に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額

3

前項の規定により算定した特例遺族共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例遺族共済年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族共済年金の額（旧農林共済法第四十八条並びに昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定によりその額が加算されていたときは、当該加算額を控除した額）に、改定率を乗じて得た額

二 施行日以後における遺族共済年金の額（廃止前農林共済法第四十八条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定によりその額が加算されているときは当該加算額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

4

旧農林共済組合の組合員又は組合員であった者の死亡の当時胎児であった子が施行日以後出生した場合において、その者が遺族

共済年金を受ける権利を有することとなるときは、その者に特例遺族共済年金を支給する。

5 職務等による特例遺族共済年金は、旧農林共済組合の組合員又は組合員であった者の死亡について、労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなったときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金が支給されることとなったときはその保険給付が行われる間、その額のうち、その算定の基礎となつて平均給与月額額の千分の三・二〇六に相当する額に三百を乗じて得た額に相当する額の支給を停止する。

6 廃止前農林共済法第四十九条、第五十条、第五十二条及び附則第十五条の規定は、特例遺族共済年金について準用する。

(特例退職年金の支給)

第三十八条 施行日の前日において退職年金を受ける権利を有していた者については、当該退職年金の額の算定の基礎となつて旧農林共済組合員期間を基礎として特例退職年金を支給する。ただし、その者が六十歳に満たない間は、その支給を停止する。

2 特例退職年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十条第一項の規定により算定した額に百十分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。ただし、その額が、その額の算定の基礎となつて平均給与月額額の千分の三・二〇六に相当する額に三百を乗じて得た額に相当する額の支給を停止する。

与の年額をいう。以下同じ。)の百分の六十八・〇七五に相当する額に百十分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額を超えるときは、当該百十分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

3 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額に、改定率を乗じて得た額

二 施行日以後における退職年金の額(当該退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

4 昭和六十年農林共済改正法附則第五十条第一項の規定により年金額が算定されていた退職年金の受給権者に対して支給する特例退職年金の額は、第二項の規定にかかわらず、附則第三十一条第二項の規定の例により算定した額とする。

5 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げ

る額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額（昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額）に、改定率を乗じて得た額

二 施行日以後における退職年金の額（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、当該退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

6 | 附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧制度農林共済法（以下「廃止前旧制度農林共済法」という。）附則第十条第二項の規定が適用される退職年金の受給権者に支給する特例退職年金については、同項の規定により読み替え

て適用される廃止前旧制度農林共済法第三十六条第一項ただし書に規定する年齢に満たない間は、その支給を停止する。

7 特例退職年金の受給権者が廃止前旧制度農林共済法別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態となったときは、第一項ただし書及び前項の規定にかかわらず、その状態にある間は、その支給の停止は行わない。

8 特例退職年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者であるときは、被保険者である間、その支給を停止する。ただし、その者が施行日の前日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であつて政令で定める要件に該当するものであるときは、この限りでない。

9 移行厚生年金被保険者である特例退職年金の受給権者であつて政令で定めるものについては、前項本文の規定にかかわらず、当該特例退職年金のうち政令で定める部分に限り、その支給の停止は行わない。

10 特例退職年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

(特例減額退職年金の支給)

第三十九条 施行日の前日において減額退職年金を受ける権利を有していた者については、当該減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる旧農林共済組合員期間を基礎として特例減額退職年金を支給する。

-
- 2| 特例減額退職年金の額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た割合を第三号に掲げる額に乗じて得た額とする。
- 一| 施行日の前日においてその給付を受ける権利を有していた減額退職年金の額
- 二| 前号に規定する減額退職年金を支給しなかったとしたならば施行日の前日において支給されているべき退職年金の額
- 三| 前号に規定する退職年金について前条第二項の規定により算定した額
- 3| 前項の規定により算定した特例減額退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例減額退職年金の額とする。
- 一| 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた減額退職年金の額に、改定率を乗じて得た額
- 二| 施行日以後における減額退職年金の額（当該減額退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）
- 4| 前条第四項及び第五項の規定は、昭和六十年農林共済改正法附
-

則第五十一条第一項の規定により年金額が算定されていた減額退職年金の受給権者に対して支給する特例減額退職年金の額について準用する。この場合において、前条第四項中「算定した額」とあるのは、「算定した額（当該特例減額退職年金に係る減額退職年金が昭和六十一年四月一日前に支給が開始されたものであるときは、その算定した額から当該減額退職年金の給付事由となった退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、政令で定める額を控除した額）」と読み替えるものとする。

5 | 特例退職年金の受給権者が施行日以後、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十二条第一項の規定により減額退職年金の受給権を取得したときは、特例減額退職年金を支給する。

6 | 前項の規定による特例減額退職年金の額は、前条第二項に規定する特例退職年金の額から、その額に、当該特例退職年金の支給を開始すべき年齢と当該特例減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の四（その者が昭和六十年農林共済改正法附則第三十二条第一項第五号に掲げる者であるときは、保険数理を基礎として政令で定める率）を乗じて得た額を控除した額とする。

7 | 前条第八項から第十項までの規定は、特例減額退職年金について準用する。

（特例通算退職年金の支給）

第四十条 施行日の前日において通算退職年金を受け権利を有していた者については、当該通算退職年金の額の算定の基礎となっている旧農林共済組合員期間を基礎として特例通算退職年金を支給する。ただし、その者が六十歳に満たない間は、その支給を停止する。

2 特例通算退職年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十四条の規定により算定した額に百分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

3 附則第三十八条第八項及び第十項の規定は、特例通算退職年金について準用する。

(特例障害年金の支給)

第四十一条 施行日の前日において障害年金を受ける権利を有していた者については、当該障害年金の額の算定の基礎となっている旧農林共済組合員期間を基礎として特例障害年金を支給する。

2 旧制度農林共済法第三十九条第一項第一号の規定による障害年金（昭和六十年農林共済改正法附則第二十条の規定により昭和六十一年三月三十一日において給付事由が生じたものとみなされた同号の規定の例による障害年金を含む。）を受ける権利を有していた者に対して支給する特例障害年金（第五項において「職務による特例障害年金」という。）の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十五条第一項各号に掲げる額の合算額の百分の七十五（旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級

に該当する者にあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の百とする。次項において同じ。)に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級に該当する者にあつては百分の二十八・五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の十九とする。以下この項及び第五項において同じ。)を加算した額に〇・九七一を乗じて得た額とする。ただし、特例障害年金の額が、施行日前平均標準給与年額の百分の八十七・七五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級に該当する者にあつては百分の六十八・七五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の七十八・二五とする。)に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五を加算した額に〇・九七一を乗じて得た額を超えるときは、当該加算した額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

3 旧制度農林共済法第三十九条第一項第二号の規定による障害年金並びに農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号。以下「昭和三十九年改正法」という。)(附則第十二条第一項及び昭和三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十九条第一項の規定による障害年金(昭和六十年農林共済改正法附則第二十条の規定により昭和六十一年三月三十一日において給付事由が生じたものとみなされたこれらの規定の例による障害年金を含む。))を受ける権利を有していた者に対して支給する特例障害年金(第六項において「職

務によらない特例障害年金」という。)の額は、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額の百分の七十五に相当する額に百分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。ただし、その額が施行日前平均標準給与年額の百分の九十七・二五に相当する額に百分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額を超えるときは、当該百分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

4 | 前二項の規定により算定した特例障害年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例障害年金の額とする。

一 | 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害年金の額に、改定率を乗じて得た額

二 | 施行日以後における障害年金の額(当該障害年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

5 | 職務による特例障害年金は、その給付事由に係る傷病について

、労働基準法第七十七条の規定による障害補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金又は傷病補償年金が支給されることとなつたときはこれらの保険給付が行われる間、当該職務による特例障害年金の額のうち、その算定の基礎となつている施行日前平均標準給与年額の百分の九・五に相当する額に〇・九七一を乗じて得た額の支給を停止する。

6 廃止前旧制度農林共済法第四十三条第三項及び第四項の規定は、職務によらない特例障害年金の支給の停止について準用する。この場合において、同条第三項中「相当する額」とあるのは、「相当する額に〇・九七一を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

7 特例障害年金の額は、当該特例障害年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害年金の額が、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十六条第一項の規定により改定されたときは、その改定された後の障害の程度に応じて、その特例障害年金の額を改定する。

8 廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十六条第二項の規定は、特例障害年金について準用する。

(特例遺族年金の支給)

第四十二条 施行日の前日において遺族年金を受ける権利を有していた者については、当該遺族年金の額の算定の基礎となつている

旧農林共済組合員期間を基礎として特例遺族年金を支給する。

- 2| 旧制度農林共済法第四十六条第一項第一号の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金（第八項において「職務による特例遺族年金」という。）の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第一号に定める額から施行日前平均標準給与年額の百分の十九に相当する額を控除した額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の十九に相当する額を加算した額に〇・九七一を乗じて得た額とする。ただし、その額が施行日前平均標準給与年額の百分の四十九・〇七五に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の十九を加算した額に〇・九七一を乗じて得た額を超えるときは、当該加算した額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

- 3| 旧制度農林共済法第四十六条第一項第二号及び昭和三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第一号から第三号までの規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第二号に定める額に百分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

- 4| 旧制度農林共済法第四十六条第一項第三号及び昭和三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第四号の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済

改正法附則第三十八条第三号に定める額に百十分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

5 旧制度農林共済法第四十六条第一項第四号の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第四号に定める額に百十分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

6 旧制度農林共済法第四十六条の六第一項又は第二項の規定により遺族年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族年金の額は、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第一号に規定する遺族年金基礎額に政令で定める割合を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

7 第二項から前項までの規定により算定した特例遺族年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例遺族年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族年金の額（昭和六十年農林共済改正法附則第四十一条第一項の規定によりその額が加算されていたときは、当該加算する額を控除した額）に、改定率を乗じて得た額

二 施行日以後における遺族年金の額（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第四十一条第一項の規定によりその額が加算されているときは当該加算する額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四

十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

8 | 職務による特例遺族年金は、旧農林共済組合の組合員又は組合員であつた者の死亡について、労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその保険給付が行われる間、当該職務による特例遺族年金の額のうち、その算定の基礎となつている施行日前平均標準給与年額の百分の十九に相当する額に〇・九七一を乗じて得た額の支給を停止する。

9 | 廃止前旧制度農林共済法第四十九条の二第二項の規定は、特例遺族年金（同項の職務上傷病によらない死亡に係るものに限る。）の支給の停止について準用する。

10 | 廃止前旧制度農林共済法第四十七条から第四十九条までの規定は、特例遺族年金の支給について準用する。

（特例通算遺族年金の支給）

第四十三条 施行日の前日において通算遺族年金を受ける権利を有していた者については、当該通算遺族年金の額の算定の基礎となつている旧農林共済組合員期間を基礎として特例通算遺族年金を支給する。

2 | 特例通算遺族年金の額は、当該特例通算遺族年金を特例通算退

職年金とみなして附則第四十条第二項の規定によりその額を算定するものとした場合の当該特例通算退職年金の額の百分の五十に相当する額とする。

3 廃止前旧制度農林共済法第四十九条の三第三項の規定は、特例通算遺族年金について準用する。

(特例老齢農林年金の支給)

第四十四条 一年以上の旧農林共済組合員期間を有する次の表の上欄に掲げる者(特例退職共済年金の受給権者を除く。)が、同欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、特例老齢農林年金を支給する。ただし、その者の旧農林共済組合員期間等(旧農林共済組合員期間、旧農林共済組合員期間以外の国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間、同条第二項に規定する保険料免除期間、同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間及び廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十一条第一項各号に掲げる期間を合算した期間をいう。)が二十五年に満たないときは、この限りでない。

昭和二十八年四月一日以前に生まれた者	六十歳
昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳

昭和三十年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和三十二年四月二日から昭和三十四年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和三十四年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳
昭和三十六年四月二日以後に生まれた者	六十五歳

2| 廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十一条第三項及び第十二条の規定は、前項の特例老齡農林年金の支給について準用する。

3| 特例老齡農林年金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一| 特例老齡農林年金の受給権を取得した日における旧農林共済組合員期間及び継続厚生年金期間を合算した期間が二十年以上である者 平均給与月額額の千分の一・四二五（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第二の第一欄に掲げる者については、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる割合（特定受給権者にあつては、千分の〇・四七五）に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数を乗じて得た額

- 二 特例老齡農林年金の受給権を取得した日における旧農林共済組合員期間及び継続厚生年金期間を合算した期間が二十年未満である者 平均給与月額額の千分の〇・七一三（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第二の第一欄に掲げる者については、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第四欄に掲げる割合（特定受給権者にあつては、千分の〇・二三八）に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数を乗じて得た額
- 4 廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十三条第一項の規定は、第一項の特例老齡農林年金の支給について準用する。
- 5 移行厚生年金被保険者である特例老齡農林年金の受給権者（その権利を取得した当時、旧農林共済組合員期間及び継続厚生年金期間を合算した期間（以下この項において「合算期間」という。）が二十年未満であつた者に限る。）が、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときに合算期間が二十年以上である場合は、当該特例老齡農林年金の額を第三項第一号の規定の例により算定した額に改定する。
- 6 特例通算退職年金の受給権者（施行日の前日において厚生年金保険法による老齡厚生年金を受ける権利を有する者を除く。）が、施行日以後同法による老齡厚生年金の支給を受けることとなつたときは、特例老齡農林年金を支給する。ただし、その者が六十歳に満たない間は、その支給を停止する。
- 7 前項の場合においては、当該特例通算退職年金は支給しない。
- 8 第六項の規定による特例老齡農林年金の額が、第一号に掲げる

額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例老齢農林年金の額とする。

一 昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算退職年金の額に、改定率を乗じて得た額（施行日以後老齢基礎年金の支給を受けることとなったときは、老齢基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額）

二 旧農林共済組合員期間を基礎として算定した厚生年金保険法による老齢厚生年金の額（同法第四十四条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、同法第四十四条の三の規定の適用があるときは同条の規定の適用がないものとして算定した額とし、当該老齢厚生年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により同法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

9 | 附則第三十八条第八項本文及び第十項の規定は、特例老齢農林年金について準用する。

(特例障害農林年金の支給)

第四十五条 厚生年金保険法第四十七条第一項に規定する初診日において旧農林共済組合の組合員であった者(同項に規定する障害認定日が施行日以後にあるものに限る。)が、同項ただし書(昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に該当するときは、その者に特例障害農林年金を支給する。

2| 特例障害農林年金の額は、平均標準給与月額(附則第十六条第九項及び第十項に規定する平均標準給与月額をいう。次条第二項において同じ。)の千分の七・一二五に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額(障害の程度が厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)とする。

3| 厚生年金保険法第五十条の二の規定は、特例障害農林年金について準用する。

4| 廃止前農林共済法第二十三条の二及び廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条の規定の適用については、特例障害農林年金を障害共済年金とみなすほか、特例障害農林年金に関し、国民年金法第二十条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものを適用する場合において必要な事項は、政令で定める。

5 | 前各項に定めるもののほか、障害の程度が減退又は増進した場合における額の改定その他特例障害農林年金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(特例遺族農林年金の支給)

第四十六条 旧農林共済組合の組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に特例遺族農林年金を支給する。

一 移行厚生年金被保険者が死亡した場合であつて、厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書（昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次号において同じ。）に該当するとき。

二 旧農林共済組合の組合員であつた間に厚生年金保険法第四十七条第一項に規定する初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合であつて、同法第五十八条第一項ただし書に該当するとき。

三 廃止前旧制度農林共済法別表第二の上欄の三級に該当する障害年金の受給権者が死亡したとき。

2 | 特例遺族農林年金の額は、平均標準給与月額額の千分の七・一二五に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額の四分の三に相当する額とする。

3 | 厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第二項

第六十一条第一項、第六十二条から第六十四条まで及び第六十五条から第六十八条まで、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条及び第七十四条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十一条第三項の規定は、特例遺族農林年金について準用する。¹

4 廃止前農林共済法第二十三条の二及び第二十三条の三並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条の規定の適用については、特例遺族農林年金を遺族共済年金とみなすほか、特例遺族農林年金に関し、国民年金法第二十条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものを適用する場合において必要な事項は、政令で定める。

(特例一時金の支給)

第四十七条 特例一時金は、旧農林共済組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときに、その者に支給する。

- 一 旧農林共済組合員期間が一年以上二十年未満である者(昭和六十一年三月三十一日において旧農林共済組合の組合員であつた者で同年四月一日以後引き続き組合員であつたもの又は同日前に退職した者に限る。)が、六十歳に達した場合において、その者の請求があつたとき。ただし、その者が特例年金給付(特例遺族共済年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金及び特例遺族農林年金を除く。)の受給権者であるときは、この限りでない。

二 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十五号）第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（次項第二号及び附則第五十一条第一項において「昭和五十四年改正前の農林共済法」という。）第三十八条第二項の退職一時金を受けた者が六十歳に達した場合において、その者の請求があつたとき。ただし、その者が特例年金給付（特例遺族共済年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金及び特例遺族農林年金を除く。）の受給権者であるときは、この限りでない。

2 特例一時金の額は、次の各号に掲げる特例一時金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号の規定による特例一時金 旧制度農林共済法第三十八条第二項から第四項までの規定の例により算定した額
- 二 前項第二号の規定による特例一時金 昭和五十四年改正前の農林共済法第三十八条の二第二項から第四項までの規定の例により算定した額

（支給の特例）

第四十八条 特例年金給付（特例障害共済年金、特例障害年金及び特例障害農林年金並びに特例遺族農林年金を除く。）の受給権を有する者については、政令により、その者の請求によりこれらの年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる特

例を定めることができる。

(届出等)

第四十九条 特例年金給付の受給権者は、農林水産省令で定めるところにより、存続組合に対し、農林水産省令で定める事項を届け出、かつ、農林水産省令で定める書類その他の物件を提出しなければならぬ。

2 受給権者が、正当な理由がなくて、前項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、特例年金給付の支払を一時差し止めることができる。

3 特例年金給付の受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を存続組合に届け出なければならない。

(政令への委任)

第五十条 附則第三十一条から第四十八条までに定めるもののほか、特例年金給付及び特例一時金に関し必要な事項は、政令で定める。

(退職一時金等の返還に関する経過措置)

第五十一条 昭和五十四年改正前の農林共済法の規定による退職一時金及び返還一時金（これらの一時金とみなされた給付を含み、政令で定めるものを除く。以下この条において「退職一時金等」

という。)の支給を受けた特例年金給付の受給権者であつて、施行日前において旧農林共済法附則第十六条第一項若しくは第十七条又は昭和六十年農林共済改正法附則第五十二条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により当該退職一時金等として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額(次項において「退職一時金支給額等」という。)を返還すべき者(次項において「施行日前返還義務者」という。)が、旧農林共済法附則第十六条第二項(旧農林共済法附則第十七条において準用する場合を含む。)又は昭和六十年農林共済改正法附則第五十二条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の申出(次項において「控除返還の申出」という。)をしなかった場合における退職一時金等の返還については、なお従前の例による。

2 | 施行日前に控除返還の申出があつた場合における施行日前返還義務者に係る退職一時金支給額等に相当する額の返還については、政令で定めるところにより、特例年金給付その他の政令で定める年金たる給付の支給期月ごとの支給額から順次控除することにより行うことができるものとする。この場合においては、その控除後の額をもつて、当該年金たる給付の額とみなす。

3 | 退職一時金等の支給を受けた者であつて、施行日以後において特例退職共済年金その他の政令で定める年金(以下この条において「特例退職共済年金等」という。)を受け権利を取得した者(次項及び第五項において「施行日以後返還義務者」という。)は、当該退職一時金等の額に利子に相当する額を加えた額(次項

及び第五項において「退職一時金返還額」という。）を当該特例退職共済年金等を受け取る権利を取得した日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、存続組合に返還しなければならない。

4 施行日以後返還義務者は、前項の規定にかかわらず、退職一時金返還額に相当する額を特例退職共済年金その他の政令で定める年金（次項において「控除対象特例退職共済年金等」という。）の額から控除することにより返還する旨を特例退職共済年金等を受け取る権利を取得した日から六十日を経過する日以前に、存続組合に申し出ることができる。

5 前項の申出があつた場合における施行日以後返還義務者に係る退職一時金返還額に相当する額の返還については、政令で定めるところにより、控除対象特例退職共済年金等の支給期月ごとの支給額から順次控除することにより行うことができるものとする。
この場合においては、その控除後の額をもって、控除対象特例退職共済年金等の額とみなす。

6 第三項に規定する利子は、退職一時金等の支給を受けた日の属する月の翌月から施行日の前日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

7 附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた旧農林共済組合員期間を算定の基礎とする厚生年金保険法による年金たる保険給付の受給権を有することとなつた者が第三項の規定により返還額を返還した場合におけるその年分の

当該厚生年金保険法による年金たる保険給付に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号及び第四項第二号に規定する公的年金等の収入金額については、その年中に支払われた当該厚生年金保険法による年金たる保険給付の額（以下この項において「保険給付支払額」という。）からその年中に返還した返還額（当該返還額に係る移行農林共済年金若しくは移行農林年金又は特例年金給付（以下この項において「特例年金給付等」という。）がその年中に支払われた場合には、当該返還額から当該特例年金給付等の額（その額が当該返還額を超えるときは、当該返還額を限度とする。）を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）を控除して得た額とする。この場合において、当該返還額が当該保険給付支払額を超えるときは、当該保険給付支払額を支払額から控除する限度額とする。

8 前各項に定めるもののほか、退職一時金等の返還に関し必要な事項は、政令で定める。

（企業年金基金の業務の受託）

第五十二条 存続組合は、農林漁業団体等が確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二十九条第一項に規定する基金型企業年金を実施する場合には、附則第二十五条第三項の規定にかかわらず、同法第九十三条の規定により、当該基金型企業年金からの委託を受けて、確定給付企業年金の給付の支給及び掛金

(国の補助)

第五十八条 国は、毎年度、予算で定めるところにより、特例一時金に要する費用のうち、次に掲げる額を補助することができる。

- 一・二 (略)
- 2・3 (略)

第六十五条 削除

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第六十九条 (略)

2 国民年金法第二十八条第一項の規定の適用については、移行農林共済年金又は移行農林年金を同項に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付とみなす。

3 (略)

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正

の額の算定に関する業務その他の業務を行うことができる。

2 存続組合は、前項の規定により同項に規定する業務を行おうとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(国の補助)

第五十八条 国は、毎年度、予算で定めるところにより、特例年金給付に要する費用のうち、次に掲げる額を補助することができる。

- 一・二 (略)
- 2・3 (略)

第六十五条 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、附則第四十九条第三項の規定に違反して、届出をしないときは、十万円以下の過料に処する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第六十九条 (略)

2 新法第二十八条第一項の規定の適用については、移行農林共済年金、移行農林年金又は特例年金給付を同項に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付とみなす。

3 (略)

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正

に伴う経過措置)

第一百一条 移行農林共済年金及び移行農林年金は、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の規定（沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第五項において準用する場合を含む。）の適用については、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条に規定する恩給等とみなす。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第一百三十三条 移行農林共済年金のうち退職共済年金並びに移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金に係る債権は、国税徴収法第七十六条第一項に規定する給料等とみなして、同条の規定を適用する。

（削る。）

（所得税法の一部改正）

第一百四十四条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

に伴う経過措置)

第一百一条 移行農林共済年金及び移行農林年金並びに特例年金給付（特例老齢農林年金、特例障害農林年金及び特例遺族農林年金を除く。）は、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定（沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第五項において準用する場合を含む。）の適用については、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条に規定する恩給等とみなす。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第一百三十三条 移行農林共済年金のうち退職共済年金、移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金並びに特例年金給付のうち特例退職共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金及び特例老齢農林年金に係る債権は、国税徴収法第七十六条第一項に規定する給料等とみなして、同条の規定を適用する。

2 附則第四十七条第一項に規定する特例一時金に係る債権は、国税徴収法第七十六条第四項に規定する退職手当等とみなして、同条の規定を適用する。

（所得税法の一部改正）

第一百四十四条 所得税法の一部を次のように改正する。

(略)

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第一百六条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

(略)

(労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百七条 労働者災害補償保険法別表第一第三号の規定の適用については、同号中「規定する場合」とあるのは、「規定する場合及び当該同一の事由により厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号。以下この号において「平成十三年統合法」という。)附則第三十条第一項に規定する特例一時金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第九号)による改正前の平成十三年統合法附則第二十五条第四項第二号又は第三号に掲げる特例障害共済年金又は特例遺族共済年金に係るものに限る。)が支給される場合」とする。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十四条 移行農林共済年金及び移行農林年金は、児童扶養手

(略)

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第一百六条 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

(略)

(労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百七条 前条の規定による改正後の労働者災害補償保険法別表第一第三号の規定の適用については、同号中「規定する場合」とあるのは、「規定する場合及び当該同一の事由により厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号)附則第二十五条第四項第二号又は第三号に掲げる特例障害共済年金又は特例遺族共済年金が支給される場合」とする。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十四条 移行農林共済年金及び移行農林年金並びに特例年金

当法の適用については、同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

附則別表 (略)

(削る。)

給付は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改正後の同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

附則別表第一 (略)

附則別表第二

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 旧農林共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二五八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二一

平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一二
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 旧農林共済組合の組合員であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二七〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三五

平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八三
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五二
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二二
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 旧農林共済組合の組合員であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二九八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二六六

昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二三四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇七四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三三
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 旧農林共済組合の組合員であった月が属する次の表の上欄

に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二七二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五九
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一六
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八

平成十年四月以後	〇・九八〇
五 昭和八年四月二日以後に生まれた者 旧農林共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二七二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五九
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三八

(削る。)

附則別表第三

平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一六
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九九一
平成十年四月以後	〇・九八〇

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二五八
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二七〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二九八
昭和七年四月二日以後に生まれた者	一・三〇四

改正案	現行
<p>附則 （経過措置） 第二条（略）</p> <p>2 施行日において、現に厚生年金保険法の規定による障害厚生年金の受給権者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至つた当該配偶者に限る。）がある場合における同法第五十条の二第三項（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「昭和六十年改正法」という。）附則第六十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、厚生年金保険法第五十条の二第三項中「当該配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行の日の属する月」とする。</p>	<p>附則 （経過措置） 第二条（略）</p> <p>2 施行日において、現に厚生年金保険法の規定による障害厚生年金の受給権者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至つた当該配偶者に限る。）がある場合における第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第五十条の二第三項（第五条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「昭和六十年改正法」という。）附則第六十条第一項の規定により読み替えて適用する場合及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百号）附則第四十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第五十条の二第三項中「当該配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行の日の属する月」と</p>

3
～
6

(略)

3
～
6 する。

(略)

○ 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 第二条及び第四条の規定並びに附則第十二条中国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第四項の改正規定（同項中「又は第三項」を削る部分に限る。） 平成三十三年四月一日</p> <p>（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>第十四条 削除</p>	<p>附則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 第二条及び第四条の規定並びに附則第十二条中国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第四項の改正規定（同項中「又は第三項」を削る部分に限る。）及び附則第十四条の規定 平成三十三年四月一日</p> <p>（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>第十四条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を次のように改正する。</p>

附則第三十一条の二第三項中「以後」を「から平成三十二年度まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4 平成三十三年以後の年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三条の二第一項及び第四十三条の三第一項又は第四十三条の四第一項、第四項若しくは第五項及び第四十三条の五第一項、第四項若しくは第五項の規定により同法第四十三条第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。